



## ファイントゥデイグループ サプライヤー行動基準

はじめに

近年、社会課題や環境問題の深刻化に伴い、企業に対して各国法令の遵守はもとより国際条約や国際規約を尊重しサプライチェーン全体で持続可能な社会の実現に取り組むことが強く求められています。

ファイントゥデイグループは、お客さまに安心、安全で社会的、環境的にも優しい商品およびサービスの提供に努め、誠実に事業活動を行い持続可能な社会の実現に努めたいと考えています。

### I. 対象範囲

ファイントゥデイグループと取引のあるサプライヤーは本行動基準を遵守することが求められます。またサプライヤーがファイントゥデイグループとの取引に関連した協力事業者にも同じ基準の遵守を求めることを期待します。本行動基準の推進にあたり、必要に応じて協力事業者との協業等を行います。

### II. 運用

ファイントゥデイグループは本行動基準に定める事項を遵守いただけるサプライヤーを選定します。取引開始後も本行動基準の遵守状況を取引継続の判断要素のひとつとさせていただきます。本行動基準に関する不明点、疑義などについては当該部署に相談・通報いただけます。

### III. 点検

サプライヤーは、本行動基準の遵守状況をファイントゥデイグループが確認できるよう、ファイントゥデイグループの求めに応じて、アンケート調査への回答、実地監査の受け入れ、関連資料や記録の提出その他ファイントゥデイグループの要請に応じます。

### IV. 違反報告と是正措置

サプライヤーは、本行動基準に違反した（そのおそれがある場合を含む。本条において以下同じ）と認識した時点で、直ちに、ファイントゥデイグループに報告します。

サプライヤーは、違反が認められた場合は、当該違反を解消するための計画をたて是正措置を実施するとともに、ファイントゥデイグループに是正の状況をその都度報告します。

なお、違反の内容によっては、ファイントゥデイグループとの契約が破棄されることがあります。

### V. 内容の更新等

関連各国の法規制変更、国際機関動向等を鑑み、必要に応じて行動基準の内容の見直しを行う際には協力事業者との協議を踏まえて行います。

## **主な要請項目**

### [1] 法令等の遵守

サプライヤーは、事業活動を行う国や地域の全ての法令を遵守します。

サプライヤーは、公正な事業活動、人権、労働、環境に関する国際的基準（※）や業界基準についても遵守するよう努めます。

※ OECD 多国籍企業行動指針、ILO 基本条約、国連グローバル・コンパクト 10 原則、先住民族の権利に関する国際連合宣言、ISO26000（社会的責任に関する手引）、ビジネスと人権に関する国連指導原則など。

## [II] 腐敗防止

### 1. 贈収賄・汚職等の禁止

サプライヤーは、行政機関、公務員、またはファイントゥデイグループを含むビジネスパートナーに対して、賄賂、キックバックや違法な謝礼等の支払いや受け取りは行いません。

また、ファシリテーション・ペイメント（例えば通関、ビザなどの行政手続を円滑に行うために求められる、関係法令に根拠のない少額の支払い）も行いません。

### 2. 公正さを欠く贈答接待の禁止

サプライヤーは、行政機関、公務員、またはファイントゥデイグループを含むビジネスパートナーとの間で、直接または仲介者を通じて契約や取引内容に影響を与えることを目的とした、公正さを欠く、あるいは公正さを疑われるおそれのある贈答や接待を行いません。

### 3. 不正な取引の禁止

サプライヤーは、私的独占、カルテルなどの不当な取引制限、その他自由で公正な競争を阻害する行為を行いません。

### 4. 情報セキュリティ、知的財産・機密情報・個人情報の保護

サプライヤーは、ファイントゥデイグループならびに第三者の知的財産を侵害しません。

また、サプライヤーは、適切な情報セキュリティ態勢を整え、自己またはファイントゥデイグループが取り扱うインサイダー情報や営業秘密などの機密情報、顧客や従業員などの個人情報について、これらを適切に保護するとともに、不当な目的のために使用しません。

## 5. 情報公開

サプライヤーは、自らの製品やサービスの品質、安全性、有効性等について疑義を抱く事象を認識した場合は、ファイントゥデイグループに対して、速やかに、適切かつ十分な情報を開示します。

### [III] 人権の尊重

#### 1. 差別の禁止

サプライヤーは、従業員の雇用機会および報酬、昇進、雇用の終了などの処遇に関して、人種、皮膚の色、性別、年齢、言語、財産、国籍または出身国、宗教、民族または社会的出身、労働組合加入の有無、政治的見解その他の思想、信条、障がい、婚姻状況、健康状態または妊娠の有無、性的指向または性自認などによるあらゆる差別を行いません。

#### 2. 虐待・ハラスメントの禁止

サプライヤーは、従業員の人権を尊重し、虐待や体罰、心理的・身体的・性的なハラスメント、脅迫を行いません。

#### 3. 強制労働・人身売買の禁止

サプライヤーは、奴隷労働、身体的または精神的拘束による労働などのあらゆる強制労働ならびに人身売買を行いません。

#### 4. 児童労働の禁止

サプライヤーは、15歳未満、義務教育を終了する年齢、または現地法令で定められた就業最低年齢のうちのいずれか高い年齢に満たない年齢の児童を、原則採用しません。

#### 5. 労働法令の遵守

サプライヤーは、事業活動を行う国や地域で適用される全ての労働法令を遵守します。

サプライヤーは、現地法令で定められた最低賃金以上の賃金を支払います。

この場合、サプライヤーは、賃金が、従業員およびその家族が人間らしく生活するために必要な額となるよう考慮します。

また、サプライヤーは、各国の法令等にしがって、超過勤務手当その他の手当て等の支払いを行います。

サプライヤーは、各国の法令等で定められた労働時間を超えないよう従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理します。

サプライヤーは、雇用条件を定めた書面によって労働者と雇用契約を締結します。

サプライヤーは、すべての労働者が法的権利と義務を認識していることを確認します。

#### 6. 労働組合を結成する自由

サプライヤーは、従業員が労働組合を結成する権利や、これに加入する・しない権利、サプライヤーと団体交渉する権利を尊重し、これらの権利の行使を理由にいかなる差別も行いません。

#### 7. 先住民の権利の尊重

サプライヤーは、先住民族の土地の権利、文化、慣習、宗教を尊重し、事業活動を行います。先住民の伝統的知識や遺伝資源の権利を尊重し、利益を一方的に搾取するような行為を行わないよう努めます。

## 8. 移住労働者

サプライヤーは、移住労働者に現地の労働者と同じ資格を与えます。また、サプライヤーは、外国人および国内の移住労働者を公正に扱い、透明な雇用条件ならびに良好な労働条件および生活条件を提供します。

### [IV] 安全かつ健康的な労働環境

#### 1. 安全かつ健康的な施設

サプライヤーは、従業員の安全と健康に配慮して施設を設計・建設するとともに、定期的な躯体の確認と修繕作業などにより、施設の安全性を維持します。

#### 2. 労働災害・疾病の予防

サプライヤーは、身体的に過酷な労働、有害な物質や化学物質の取り扱い、生産機械の使用など危険が伴う作業について、可能な限り危険を回避できる手順を採用し、従業員に事前に安全対策に関する教育の実施および必要な防護服を提供し、労働災害および疾病を予防します。

#### 3. 防災対策

サプライヤーは、火事や自然災害などの緊急事態に備え、施設・設備における防火対策、避難経路の確保およびこれらについて従業員への周知を行い、防災対策を行います。

#### [V] 環境保全

サプライヤーは、事業活動を行う国や地域で適用される全ての環境法令を遵守します。

原材料・製品に関する事項、製造に関する事項、使用段階に関する事項などライフサイクル全般における環境保全・環境貢献の重要性を認識し、省資源、環境汚染、温室効果ガスの低減、生物多様性等について予防原則に則り環境に配慮した経営に努めます。

#### [VI] 品質保証とトレーサビリティの確保

サプライヤーは、事業活動を行う国や地域の全ての法令とファイントゥデイグループとの契約に定められた、品質と安全の基準を満たした製品およびサービスを提供し、ファイントゥデイグループに納品する製品の原材料の原産地を把握するよう努めます。

#### [VII] 救済措置

サプライヤーは、従業員の苦情や通報を受け付け、従業員を被通報者やサプライヤーからの報復のおそれから保護するとともに、プライバシーに配慮しながら、こうした苦情等の改善に向けた適切な対応を採ります。

#### [VIII] 協力事業者への要請

サプライヤーは、サプライヤーとファイントゥデイグループとの取引に関連したサプライヤーの協力事業者にも同じ基準の遵守を求め、ファイントゥデイグループが必要と判断した場合は、サプライヤーは協力事業者の遵守状況を確認しファイントゥデイグループに報告します。